

浜嶋です。

おはようございます。

私は、10月の実修所の後、第3教程の作業を行っています。

課題の一つとして、「危機管理マニュアルの作成」があり、1年間でまとめます。

これに伴って、実修所で「自己研修計画」を作成しました。研修の一つに大阪連盟版「新・野外活動の安全」を精読することがあります。

優先順位の高い項目から見ていると、最近の隊・団の安全に関する事例に参考になることがあるのに気がきました。

紹介しますので、各指導者は再度読み直して頂ければと思います。保護者も参考にして下さい。

1. 事故発生時の緊急措置

①リーダーはまず負傷者に応急措置を施す。

②救急車の手配又は負傷者の病院への搬送。

③団委員長への連絡

④親権者、家族への連絡

⑤利用施設関係者に対する連絡

⑥地区への連絡

※被害者との示談交渉は、日本連盟の指示を待ってから行う。

2. 保護者への事故報告義務

・法的責任としての報告義務の範囲は限定的です。

・しかし、リーダーとしては、小さな事故でも保護者に報告すべきです。

・事例紹介多数あり。

※保護者は、小さな事故でも報告してくれるリーダーに信頼を寄せるのです。このことも心すべきです。

3. ベンチャースカウトの計画書と異なるハイキングコース中の事故もリーダーの責任か BS隊の班キャンプについても同様だと思います。

・計画書について、参加予定のベンチャースカウトの技量を参酌して、コースの難易度、危険個所の有無、所要時間、携行品等を検討し、参加ベンチャースカウトにおいて適当なコースと認めれば承認します。

・計画書と異なるコースの選択：コースの変更が予見できない場合は、リーダーに法的責任はない。スカウトとリーダーとの間の日頃のコミュニケーションが円滑に行われておれば、スカウトは本音をもらすものです。

4. ビーバースカウトの危険に対する判断能力

幼稚園児は危険に対する判断能力の有無が別れる年齢です。

・幼稚園の年長組の仮入隊を認め、プログラムに参加させる時は、十分な配慮が必要となることを理解して下さい。子供の能力を考慮すれば、幼稚園年長組を早くから活動に参加させることは、問題が多いことを承知して下さい。

・判断能力を認めた裁判事例、認めなかった裁判事例が多数紹介されています。

※保護者においても、幼児についての特性を参考にして下さい。

5. ゲーム中の事故と責任

ゲームのルールに従った行為については、法的責任は問われません。

・サッカーの事例が紹介されています。責任は問われません。

・隊集会で行う騎馬戦も同様です。

※すべてのプログラムもルールに従って行動していた場合には、ケガについての責任を問われません。

なお、ゲーム開始前に、参加者にゲームのルールを説明しておくことは、もちろんのことです。

6. 注意無視による事故もリーダーの責任か

リーダーは危険防止のための注意を与えた上、なお子供の能力に応じ、監視または目くばりが必要です。これを欠かすと責任を問われます。

事例では、目くばりをしていなかに過失責任があるとされています。20%あるいは25%の責任が問われます。

・的確な注意をし、子どもの年齢に応じた監視なり、注視なりしていれば、事故は防げるものです。